

障害者差別解消法がスタートしました！

～障がいを理由とする差別をなくすために～

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。この法律は、障がいを理由とする差別をなくしていくことで、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

社会から差別をなくすためには、全ての人障がいへの理解を深めることが必要です。誰もが暮らしやすい社会を目指して、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。

障がいを理由とする差別とは、次の二つのことです。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

<例>

- ・お店に入ろうとしたら、車椅子を理由に入店を断られた。
- ・マンションの契約をしようとしたら、障がいがあることを理由に契約が出来なかった。



合理的配慮をしないこと

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫をすることを、合理的配慮といいます。合理的配慮をしないことは差別にあたります。

<例>

- ・行事などで、事前に聴覚障がいがあることを伝えましたが、案内が音声のみでしか行われなかった。
 - ・視覚障がいがあると伝えたのに、内容を読み上げて説明などをせず、書類だけ渡された。
- ※意思の表明がない場合や、正当な理由(過重な負担など)がある場合は、法的な差別にはなりません。



誰もが暮らしやすい社会を目指して

市民のみなさんができること

全ての人障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがくらしやすい、笑顔のあるまちにするために、地域の中で助け合いましょう。

<例>

- ・障がいのある人が困っていたら、積極的に声をかけて、本人がしてもらいたいお手伝いをするようにしましょう。
- ・優先駐車場などの優先スペースには、必要ない人は駐車などしないようにしましょう。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置いたり、道をふさいだりしないようにしましょう。



長久手市での取り組み

・市職員の対応要領の作成

障害者差別解消法に基づき、職員による差別解消の取り組みを確実なものとするため、職員が適切に対応するために必要な要領を策定しました。

・ヘルプカードの作成

障がいのある人や高齢者などが普段から身につけておき、災害時や日常生活の中で困った際に、周囲に理解や支援を求めるきっかけをつくるカードです。カードの裏面に、助けてほしい内容が記入できます。必要なのは、福祉課または障がい者相談支援センター(福祉の家1階)へお越しください。